

## 第17回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年1月29日（木）午後1時30分から  
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事  
(報告事項)
  - (1) 報告第14号－4 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について  
(前回提案された事項)
  - (2) 協議第6号－2 新市の名称について（協定項目3）
5. 次回の協議事項について  
(提案説明)
  - (1) 協議第40号 農林水産関係事業【林業】の取り扱いについて  
(協定項目25－16－②)
  - (2) 協議第41号 農林水産関係事業【水産業】の取り扱いについて  
(協定項目25－16－③)
  - (3) 協議第42号 農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについて（協定項目25－16－④）
  - (4) 協議第43号 商工・観光関係事業の取り扱いについて（協定項目25－17）
6. その他（次回の会議日程等の連絡）
7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村	久行委員	松山	典男委員
福島	英行委員	石田	與一委員
木原	数成委員	永田	龍二委員
吉村	久則委員	徳永	麗子委員
津田和	操委員	砂田	光則委員
小原	健彦委員	岩崎	薩男委員
西村	新一郎委員	松永	讓委員
笹峯	護委員	狩集	玲子委員
川東	清昭委員	児玉	實光委員
常盤	信一委員	原田	統之介委員
木場	幸一委員	八木	幸夫委員
黒木	更生委員	林	麗子委員
浦野	義仁委員		
西	勇一委員		
松枝	洋一郎委員		
小久保	明和委員		
諏訪	順子委員		
延時	力蔵委員		
今島	光委員		
秋峯	イクヨ委員		
道祖瀬戸	謙二委員		
森山	博文委員		
東鶴	芳一委員		
原	京子委員		
山口	茂喜委員		
大庭	勝委員		
倉田	一利委員		
湯前	則子委員		
新村	俊委員		
宮田	揮彦委員		
上村	哲也委員		
榎木	ヒサエ委員		

会 議 欠 席 者

東麻生原 勉委員

池田 靖委員

川畑 繁委員

徳田 和昭委員

迫田 良信委員

川畠 暁委員

川畑 征治委員

今吉 耕夫委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第17回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、公務出張などによりまして東麻生原委員、池田委員、徳田委員、迫田委員、川島暁委員、川畑征治委員、今吉委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。“光陰矢の如し”と申しますが、本当に月日の過ぎるのは早いものでございまして新年に入りましてからもうはや一月が過ぎようとしています。委員の皆様方におかれましては、本日の第17回目の始良中央地区合併協議会に、大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。前回の協議会で隼人町長さんの方から2月1日の隼人町の住民投票のことについて説明があり、委員の皆様方にいろいろとご理解と色々な方面からのご支援をというお願いをしたいというお話があったところでもございますが、その後隼人町におかれましては地区住民の方々への説明会を開催され、去る1月25日には隼人町農村環境改善センターにおきまして「隼人町の将来について一緒に考えてみませんか。」というタイトルを掲げられまして隼人町主催による市町村合併に関する意見交換会が開催されたようでもございますが、それこそ会場を埋め尽くすばかりのたくさんの方々に参加されたというふうに向っているところでもございます。また、皆様方のお手元に先日、配付してございますが、先日1市6町の新市まちづくり青年協議会という所から要望書が出され、これを受理させていただいたところでもございます。この青年協議会は、1月26日に同じ改善センターにおきまして1市6町新市まちづくりフォーラムを開催されるなどこの1市6町の合併を目指してそれこそ取り組んでおられる協議会でもございまして、それぞれのまちの商工会や商工会議所の青年部、それから国分青年会議所がその構成員となっているものでもございます。いよいよあと3日で隼人町の住民投票ということではございますが、推進派、慎重派、いろいろな動きはあるようでもございますが、当協議会といたしましては、当初確認をいたしておりますように、1市6町を構成市町とするこの協議会の協議を着実に進めてまいりまして、合併をしてよかったと住民の皆様方に喜んでいただけるような合併をしていかなければならないのではないかと改めて考えているところでもございます。本日も多くの協議事項がございまして、途中で休憩も入れながら、委員の皆様方のご協力をいただき実りの多い会議になることをお願い申し上げながら私のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。（「会長」という声あり）、はい、津田和隼人町長。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

ただいま会長からもお話がございましたが、協議会の委員の皆さんには以前から私の隼人町の住民投票につきましていろいろお願いをいたしておりましたが、ご承知のとおり、残すところ明日、明後日、2日になってまいりました。今、我が町におきましても、今、会長おっしゃるように、私も1月**13**日から**23**日、**11**日間かけて**26**会場を私は全部回って説明会をいたしました。そういうことでいろいろ私も自分で考える以上に住民の関心が高いということをつくづく感じましたが、それに向けまして一生懸命いろんな形で推進派、慎重派、頑張っておりますが、せんだって**25**日、町民の意見を集約しようということでフォーラム式でやりましたが、あの改善センターに約**650**名、**700**名近い観衆が集まっていたさまざまな意見交換をいたしました。そういうことである程度町民の方も納得いただいているんじゃないかというふうに感じているところでございます。最後のひとつ皆さんにもお願いをいたしておりましたが、どうかひとつここ、あと2、3日ですので、皆さん方のいろんな隼人町の方に対する声かけももう1回ひとつ念を押して声をかけていただければありがたいというふうに考えております。実は、昨日からですか、実質期日前投票をいたしておりますが、今先ほど問い合わせますと、昨日が**243**名、今日が午前中**88**名が期日前投票を今済ませているようでございます。そういうことでできるだけお年寄りの方なんか足を運んでもらうように努力をせよということでいろいろ推進はしておりますが、どうかひとつ皆さんにこの次にいい報告ができますように頑張っていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしくお話をいたしまして、会の早々ですが、あいさつをさせていただきました。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお祈りいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第の次のページの方に諸般の報告として協議会の行事や事務局の動きとして整理をさせていただきますので、お聞きいただきたいと思います。1月の**15**日に第**16**回の協議会が開かれた以降のことについて整理をさせていただきます。主なものについてご説明を申し上げます。1月の**22**日には第**17**回の幹事会を当多目的ホールで開催いたしております。会議の内容につきましては、協議会の状況等の報告のほか、本日提案い

たします農業関係四つの項目についての協議を行っております。それから、新市のまちづくり計画についての作業ですが、幾つかの項目に整理してございますので、併せて説明いたしたいと思っております。まず1月の**26日**でございます。これにつきましては新市まちづくり計画の修正作業、これを分科会の担当の人たちと事前の打ち合わせを行っております。それから、大変申し訳ありませんが、この1月の**26日**の総務分科会、これが「国分市」の「市」が後ろの方にずれておりますので、「市」の方を前の方に寄せていただければと思います。新市まちづくり計画についてはこの打ち合わせ会を開いております。それから、併せまして、今後の予定の所を書いてございますけれども、2月の、ちょうど真ん中あたりになります。5日、6日にかけてこの修正作業の意見交換会を、意見の交換、ヒアリングという形で実施をいたします。これは各市、町それぞれ実施をいたす予定にいたしております。それから、2月の**10日**でございますけれども、まちづくりフォーラム委員の方々との意見交換会を午後に予定をいたしております。これにつきましては、これまでこのフォーラム委員の方々等新市のまちづくり計画についていろいろとご提言等をいただいております。これが最後のフォーラム委員の方々との意見交換会という形になってまいります。それから、新市まちづくり計画につきましては、先ほど隼人の町長さんの方の話にございましたが、昨年の暮れからずっと説明会等を開きまして、隼人町の1月の**23日**でもって説明会を終了いたしております。**118**の会場で**4,081**人の参加があったということで各市、町から報告を受けております。また、1月の**25日**の隼人町の意見交換会につきましては**650**人の参加があったということで報道等でもなされたところでございます。この新市のまちづくり計画につきましては、このまちづくりフォーラム委員の方々との意見交換会を終えまして、最後の修正作業を加えまして、改めましてまたまとまりましたら協議会の方でいろいろとご協議いただくということになっております。それから、今後の予定ということで、直接協議会と関係があるわけではございませんけれども、ただいまありましたとおり、2月の1日には隼人町で住民投票が行われます。それから、2月の8日でございますけれども、牧園町の町長の選挙が行われるということでございまして、協議会を取り巻く重要な日程がこの中に入ってきているというところでございます。以上、諸般の報告について終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局より説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第**14**号－4、議会議

員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては議会議員の定数及び任期検討小委員会の原田委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長  
(原田 統之介)

原田でございます。報告第14号－4、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について、議会議員の定数及び任期検討小委員会の第11回会議を1月15日に開催いたしましたので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。裏をご覧ください。出席、欠席は徳田委員と今吉委員、その他の方は全員出席いただきました。決定した事項でございますが、小委員会の結論を第11回で出す予定でしたが、委員の中から「結論を出すのは、隼人町の住民投票と牧園町の首長選挙の結果が出るまで延期したらどうか。」という意見がございました。慎重審議しました結果、二つの政治日程が終了してから、2月12日に小委員会を開催して審議することに決定いたしました。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの原田委員長の報告に対しましてご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、報告第14号－4、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(2)の協議第6号－2、新市の名称について（協定項目3）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で事務局の方から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等をよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料につきましては前回の第16回の資料になります。協議第6号－2、新市名称について（協定項目3）の説明をいたします。新市の名称は、漢字の「霧島市」、「南九州市」、平仮名の「きりしま市」のいずれかとする事について協議を求めらるものでございます。なお、3点につきましては、新市名称検討小委員会で協議、決定され、前回の協議会で報告されたものでございます。協議方よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまから協議に入りますが、これは協定項目の中でも新しい名前という最も大事な協定項目の一つでもございます。会議運営規程によりますと、「会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。」となっております。それを目指しまして慎重の上にも慎重を期したいと考えておりますので、前回提案をされておりますので、本日はまず本件につきまして委員の皆様方のお考えをお伺

いいいたしたいと思います。多くの委員の皆さん方がご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。どなたからでも結構でございます。原田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（原田 統之介）

それでは、ちょっと発言させていただきます。実は私こちらに来る前ずっと北九州に職場がございました。そこで、実は北九州市というのは合併してもう40年経ちましたけれどもですね、どうも北九州というのは知名度が上がらないと、どうしてかと言いますと、北九州というのは九州の半分を指すという名称でもありますからですね、どうも福岡県にあるということすらなかなかですね、東京、大阪で調査しましたらよく知らない人が多いというようなことでございまして、そういうことからしますと、やっぱり南九州市というのは、熊本にあっても、宮崎にあってもですね、鹿児島にあってもおかしくないという意味で、そういった意味ではその鹿児島の特定の市というようなですねイメージアップにはちょっと弱いんじゃないかなという気がいたしますので、参考のために申し上げたいと思います。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにどうか、どなたからでも結構でございます。はい、倉田委員ですか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（倉田 一利）

牧園の倉田でございます。私は、この名称で現在三つ出ておりますけど、「霧島市」、それから「南九州市」と平仮名の「きりしま市」、この中でやはり適当に思うのが、やはり全国的にも名前の売れてる霧島と、そして国立公園第1号ということもあり、観光とか、そういう面におきましても絶対のこう霧島だなあという考えを持っております。ちなみに私、東京、大阪におります時に霧島は知っておるけど、どこどこは知らないというそういう声が随分聞かれまして、やはり霧島というのは全国的に売れているなというような考えございましたので、私は、私の意見としては是非こう霧島にさせていただきたいという考えを持っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに意見はございませんでしょうか。林委員。

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

いろいろ名称委員会の委員長として前回の協議会でご報告したとおり、3点に絞ったわけでございます。今、二人の委員の方がご意見をいただきました。そして、また、それぞれ皆様方ご意見がおありだと思えます。先ほど協議会長がおっしゃいましたように、名称に関わることはもう本当に百年の、何と申しますか、1市6町の皆様方の最も大きな関心事であると、このように委員会としても考えております。

それでいろいろご意見がありますが、最終的には満場一致で決定していただきたいという願いを持っております。それで今日それぞれ皆様方お心の中にはお決めになってご出席いただいたと思うんでございますが、今日の協議会で結論を出すのではなくて、もう1回慎重に、慎重にそれぞれのご意見をまた委員の方々がそれぞれご確認いただいて、今日の決定というのは、もう一つ、ワンクッションいただきまして、協議会で、では、どうするか。意見を集約するのか、それとも、また、ある合併の市町村におきましては投票ということもあり得たように説明されております。それで今日はどういうふうにそれを持ってゆくのか。次回に考えるべきかということ。そしてその選定方法のテクニック、手順はどのように委員の方にするのかというのをご協議いただいて、今日の結論というのは、諸般の事情にもよりますが、先送りさせていただいて、それぞれ百年の計を立てていただくということを私は希望いたします。以上でございます。（「賛成します。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ただいまご意見がございましたが、冒頭私申し上げましたように、この名称についてはやっぱり慎重に、しかもできるだけ全員の皆様方のご賛同を得ながら決めていきたいということで、今回につきましてはさらに皆さん方お持ち帰りいただきまして、次回の協議会の中で慎重協議したらどうかというご意見でございますが、ただいまのご意見について特に皆さん方ご異議ございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

意見に異議があるわけではございませんけれども、先の協議会で小委員会の方から現市町名の取り扱いについての提言があったわけですが、今の市町名の取り扱ともある程度関わりが出てくるんじゃないかというような思いがするわけですが、その辺についての協議が必要でないものかどうかお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、次回決定するということについては特に異議はないということでございますので、それはそれとしてまず整理をさせていただきたいと思いますが、それによるしゅうございますか。

[「異議なし」という声あり]

では、それは決定は次回以降の協議でということでございますが、ただ、今、質問がございましたのは新しい市の下に付ける市、町名をどうするのかということについて協議をしとく必要があるのではないかとということでございます。先般の小委員会の中でもこの部分については発言があったかと思いますが、要は今の市町村名を、〇〇市の次にそれを持ってくる。そして字名、そういった取り扱いが望ましいのではないかとということをお小委員会の方でも発言をいただいていたのではないかと

いうふうに思いますが、この辺について特に、いや、そうじゃなくってというよう  
なご意見等が何かございますでしょうか。どうぞ、はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

協定項目の中に字の取り扱いについては協定の項目がありますよね。その時に協  
議した方がいいんじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その分についてはですね。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

はい、終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

提言もあったということで、今お話があったということで、その部分については  
別途の協定項目の字を議論する時の中で協議した方がよろしいのではないかと  
いうことでもございました。木場委員構いませんですか。（「はい」と言う声あり）、  
はい、その部分についてはそのように取り扱いをさせていただきたいと思  
います。はい、事務局の方から、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

ただいまですね木場委員の方からございました点につきましては、1月15日に  
小委員会の方から報告ということで受けておりますので、これを今、企画分科会、  
そして企画専門部会の方にもつないでおりますので、今その中でこれも含めて協  
議をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、そのような形でこの問題については終了をさせていただきたいと思  
います。それでは、続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といた  
します。(1)の協議第40号、農林水産関係事業の【林業】の取り扱いについて（協  
定項目25-16-②）を議題といたします。本件は農林水産専門部会の所掌事務とな  
っておりますので、農林水産専門部会の方から提案説明をお願いします。はい、  
どうぞ、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

農林水産専門部の山下でございます。ひとつよろしくお願いたします。農林水  
産関係事業につきましては、農業、林業、水産業、耕地、農業委員会の五つの分科  
会及び専門部会で協議がなされてまいりました。本日はそのうち林業、水産業、耕  
地の各事業を事前提案するものであります。農林水産関係事業の基本的な調整方  
針として、各種農林水産関係事務事業の取り扱いについては、これまでの取り組  
みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に分科会、専  
門部会において調整してまいりました。なお、本日は、林業分科会の徳丸分科会  
長、水

産分科会の松下分科会長、耕地分科会の田中分科会長にそれぞれ同席をお願いいたしております。併せてよろしくをお願いいたします。それでは、本題に入らせていただきますが、別冊1をご準備ください。別冊1、協議第40号、農林水産関係事業【林業】の取り扱いについて（協定項目25-16-②）、農林水産関係事業【林業】の取り扱いについて次のとおり協議を求めます。1、国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者分担の伴う事業については、合併までに調整する。2、地域森林計画（市町村森林整備計画）については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。3、自然公園、林業関係施設、保安林等の維持管理事業については、新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。4、特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。5、火入れ許可については、対象期間、対象面積等を合併までに調整する。平成16年2月12日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人ということで、本日は事前提案となっております。総括表の差し替え分がありますので、お目通しいただきたいと思います。（「4番目の特用林産物振興事業というのは何ですか。4番目の特用林産物振興事業というのは何ですか。」と言う声あり）、いかがいたしましょうか。会長さん、はい、はい、後で項目別に出てまいりますので、その時にご了解いただきたいと思います。それでは、1ページの総括表をご覧くださいと思います。まず、基本調整方針であります。先ほど申し上げました1から5まで同じ文面でございます。林業は12項目提案していますが、各項目それぞれ事業実施市町欄に○印がしてございます。また、備考欄の\*は国・県の補助対象事業でございます。それでは、参考資料に基づきまして具体的に説明をさせていただきます。項目1、2ページから3ページでございます。森林整備地域活動支援交付金事業であります。森林整備のための地域における取り組みを推進するため交付金を交付する事業であります。1市6町すべてが実施している事業であります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目2、4ページでございます。治山事業（小規模崩壊復旧事業（県営等含む。））でございます。1市6町すべての市町に該当がある事業でございます。表にありますように、県費単独補助治山事業、県営・県単治山事業、県治山林道協会の負担金等についてでございます。県費単独補助治山事業の各市町受益者負担の負担割合に格差があり、負担金の負担割合の統一化を図る必要が出てまいります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。負担割合については、合併までに調整するとしておりますが、新市に引き継ぐの次に「なお」の文言をご挿入をお願いいたします。新市に引き継ぐの次に「なお」の文言をご挿入方お願いいたします。したがって、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合について

は、合併までに調整するということになります。項目3、5ページから6ページになります。フォレスト・コミュニティ総合整備事業であります。フォレスト・コミュニティ、すなわち緑豊かな森林に囲まれた快適な居住空間という意味でございます。山村と都市の共生、交流を図り、山村地域の森林整備や基盤整備を通じた居住環境の整備等を行う事業であります。国分市と福山町が連携をとり平成4年度から、また、隼人町と、失礼しました、溝辺町と隼人町が連携をとり平成15年度からそれぞれ実施している事業であります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目4、7ページから8ページでございます。間伐実施事業であります。人工林の間伐等に対して補助金交付及び間伐の普及啓発、技術指導等を行う事業であります。誠に申し訳ございませんが、また、資料の訂正をお願いいたします。8ページの表の一番上の間伐促進緊急対策事業の溝辺町の欄が「県が50%、市が50%」となっておりますが、「県が30%、市町が30%、受益者40%」にご訂正方よろしくをお願いいたします。「県が30%、市町が30%、受益者が40%」と訂正をお願いいたします。地域ぐるみ高齢級間伐事業は1市6町すべてが、間伐材で山づくり事業は牧園町を除く1市5町が、間伐調査委員間伐推進活動事業は1市6町すべてが、長期育成循環事業は横川町が平成17年度から実施を予定している事業であります。集材路等整備事業について負担割合に格差がございます。負担割合の統一化を図る必要があります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、負担割合については、合併までに調整する。「ただし」ということになっておりますが、「ただし」を「なお」にさらに訂正をお願いいたします。「ただし」を「なお」に訂正方お願いいたします。したがって、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整するということでございます。項目5、9ページから10ページになります。県単林道事業、開設、改良、舗装であります。森林の適切な整備、効率的かつ安定的な林業経営を図るため、林道の開設、改良、舗装等を行う事業でございます。国分市が平成15年度実施し、溝辺町が平成16年度、福山町が平成18年度からの実施を予定している事業であります。調整内容としていたしまして現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目6、11ページから12ページになります。ふるさと林道緊急整備事業であります。効率的な林業経営、森林の適切な維持管理、また、生活環境の整備を行うため、林道の開設、舗装等を行う事業であります。溝辺町、横川町が平成16年度からの事業実施を計画しております。また、霧島町が15年度から実施している事業であります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目7、13ページでございます。林業振興団体補助事業であります。林業研究グループ等に対する企業支援補助事業であります。国分市と横川町が補助を実施しております。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併ま

で調整するとしています。項目8、森林組合運営補助事業であります。森林組合が雇用する作業員等の社会保険、共済制度等に対する補助であります。表に掲載してありますように、五つの事業がありますが、1市6町には、東部森林組合、西部森林組合、北部森林組合の三つがあるため、それぞれ所属森林組合で事業項目に対して市町間で補助対象項目に差異がございます。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整するとしています。項目9、15ページから16ページになります。地域森林計画（市町村森林整備計画）であります。市町村森林整備計画は、国の全国森林整備計画及び県の地域森林整備計画に即した各市町の森林整備の基本計画であります。1市6町すべてが策定しています。調整内容として計画については、新市において策定する。策定までは、旧市町村の例によるとしています。項目10、17ページから18ページになります。自然公園、林業関係施設、保安林等ありますが、保安林は、森林の保全と適切な施業の確保を図り、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、1市6町すべてにあり、市町が指定の地元調整を行っております。林業関係施設につきましては、国分市が森林公園を、横川町がバンガローを、福山町が生活環境保全林をそれぞれ保有しております。調整内容として、自然公園、林業関係施設、保安林等の維持管理事業については、新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図るとしておりますが、「維持管理事業については」の次に「現行のとおり」ということでまた挿入をお願いいたします。「維持管理事業については」の次に「現行のとおり」と、誠に申し訳ございませんが、挿入をお願いいたします。したがって、自然公園、林業関係施設、保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図るとなります。項目11、19ページでございます。特用林産物振興事業であります。良質で安全な特用林産物の供給体制を整備し、生産等の安定を図るため、低コスト安定供給体制を整備する事業であります。国分市、横川町、牧園町、隼人町がそれぞれ実施しておりますが、調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整するとしております。先ほどご質疑のありました特用林産物につきましては、シイタケ、タケノコ、竹炭、タラノメ、ギンナン、銀杏のギンナンですが、そういう物を特用林産物と指します。よろしく申し上げます。項目12、21ページから、失礼しました、20ページから21ページになります。火入れ許可であります。火入れ申請者に対して許可を行う業務であります。1市6町すべてが行っている事務であります。本件につきましては、各市町許可の対象期間、許可の対象面積等に差異があり、統一化を図る必要があります。調整内容として許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整するとしています。以上、農林水産業関係事業【林業】の取り扱いについてご説明を申し上げます。なお、参

考でございますが、**2000年**の農林業センサスのデータでは、1市6町の林野面積は**4万1,345ha**、**4万1,345ha**、1市6町の総面積**6万367ha**、**6万367ha**に対する林野率は**68.5%**、林野率は**68.5%**でございます。また、林家数は**2,676戸**でございます。**2,676戸**の林家数がございます。以上で事前提案の説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会から提案説明がございましたが、これにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

5点ほど質問なり、考え方をばお尋ねいたしたいと思います。その第1点、8ページなんですけど、間伐促進緊急対策事業、括弧をしまして集材路等の整備事業と括弧でなっております。間伐促進緊急対策事業の中にはお示しの集材路等と作業路等があるわけなんですけど、作業路等についてはどういったお考えで、きちっと見ましても提示されてございませんが、どうお考えなのかお尋ねいたします。2点目になりますけれども、**14**ページ、この中で溝辺町に関係する一番下の方に林業労働力通年雇用就労奨励事業とございます。溝辺町だけ、いわゆる西部4カ町でつくった事業でございますけれども、負担割合の中で「県が3分の1、市町が3分の1、組合3分の1」となっておりますけれども、県の補助金がございません。作業班員の方々が努めて1年間のうち多く作業をしていただくということに対する就労奨励金でございますけれども、正月あるいは3月、いわゆる一般職員、事務職員については正月、3月、ボーナスもあるわけなんですけど、作業班にはそういった制度がございませんので、本人が**100円**、町から**100円**、森林組合が**100円**、合計**300円**になりますが、それを勤務した、就労した日数に掛けて支払うということになっております。したがって、県の3分の1というのはない。あるいは町の3分の1、組合の3分の1でもないの、そのように訂正をお願いいたしたいと思います。3点目、**15**ページなんですけれども、森林整備計画の作成の考え方なんですけれども、森林法では国の全国森林計画、それを受けて県の地域森林整備計画をつくり、また、それにのっとって市町村の整備計画をつくるわけでございますが、その場合に、ここには「計画期間は**10**カ年として、5年ごとに見直していく作業である。」と書いてございますが、森林法の本旨から言いますと、5年をサイドとして、その初めの年をば始年度とした**10**カ年をつくっていくというように見るのが本旨じゃなかろうかと思いますが、**10**カ年がどうして先にきたのかということをお尋ねいたします。第4点、**16**ページ、今のと同じなんですけど、その辺の考えていただきます。**16**ページは同じでございますけれども、次に、先進事例を見ますと、鹿児島県でもございますが、森林組合の広域合併が促進されております。本土について四

つの組合、離島二つの組合、今**26**の森林組合をそれだけに合併するという計画が立てられております。これは県の水産部の次長を長とします県の段階での推進委員会があって、そこで決めております。全国的にも全国組織の活動としてそれが進めておりますが、この地域で今1市6町では三つの森林組合があるわけですが、そうした場合に将来やはりこれでいいのか。この合併協議会も、森林組合独自の問題ではございますけれども、側面的にやはりこの合併というものを、広域合併、今進められているのが始良流域と伊佐流域です。いわゆる始良郡、国分市を含めた始良郡と大口市、菱刈のその森林組合の合併ということが議題となっているわけですが、それに対しての考え方、4点についてお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま延時委員の方から4点についてのお尋ねがございましたが、この点につきまして、協議は次にやりますけど、今お話がございました部分について事務局の方で、よろしいですか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（山下 弘文）

1点目の8ページの集材路及び作業路の考え方でございますが、作業路は集材路等に含んだ考え方でやるということで協議がされております。一応としておきます。それから、**14**ページの件ですが、これは資料の、委員さんの方からご指摘がございましたけど、訂正が必要ということでございましたので、これは県、市町それぞれ3分の1がなくなるということで、ちょっと勉強不足でございました。次回の本協議の時には訂正をして掲載したいと思っております。次に、**15**ページの市町村森林整備計画の期限が**10**年ということでご質疑があったわけですが、ちょっとこれにつきましては後に回させていただきます、4番目の森林組合の合併の件についてでございますが、これにつきましては森林組合自体のことでございますが、協議の中でも話が出てまいりました。市町村に対しましては担当者レベルあるいは担当課長等につきまして森林組合の方から出席していただけないだろうかというようなことが話がございます、北部地域につきましては1回ほど説明があったようでございます。**16**年の7月、失礼しました、**17**年度に結論を出すというようなことで進んでいるということでございますが、本件につきましては合併協議の中の公共的団体の取り扱いということで別段協議がなされるようになっておりますので、全体的な公共的団体の取り扱いで協議をさせていただくということでご了解いただきたいと思っております。先ほどの3番目の市町村森林整備計画の件でございますが、見直しをするのは5年ごとということでございますので、5年ごとということで訂正方を、申し訳ございませんが、お願いしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今4点目、3点目の関係、これは**10**年間の計画で、5年ごとに見直しをしてい

く。ローリングじゃなくて、「5年ごとに見直しをしていく。」というふうに書いてありますが、スタートの**10年**という計画の考え方がどういうことなのかというような質問だったような気がするんですが。延時さんそういうことですね。（「はい」と言う声あり）、根拠があるんじゃないの。**13年**、スタートが**13年**でしょう。「**10年**間の計画とします。」というふうに言われたんですが、その**10年**間という件。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

私が質問をしたのは、森林法の第**10**条の5、お持ちだと思いますけれども、市町村森林整備計画ということで「市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき5年ごとに当該民有林の属する森林計画に係る地域森林計画の計画期間の始動をその計画期間の始期とし、**10年**を1期とする市町村森林整備計画を立てなければならない。」ということになっております。したがって、5年というものが一応基本にきて、その始期と、一番初めを**10**カ年ということに見ることができると思うんですが、その辺の考え方はどうかということです。議長、あいであればですね、これは今日提案されたものですから、その次の会で審議しますので、それまでのうちに検討してもらってもいいです。1番目について、先ほど答弁の中で集材路と作業路が一体的なものだということでここに示したという答弁、説明であったと思います。そうしてみますと負担割合の所が問題になってきませんか。例えばですよ、作業路については国分市は県**30**、市町**70**となっておりますよね。組合助成金については0から**20**、受益者も0から**20**、これは同じ東部森林組合は一緒だと思います。したがって、この出し方が一緒であれば、作業路等の整備事業、集材路等の整備事業と二つに括弧書きをして0から**70**、いや、0から**20**あるいは0から**20**、**70**から**30**ですか、そうしますと二つに見ることができると思います、県は合わせて両方とも**30**ですから。一体的なものだということがちょっと私には納得できませんけれども、このこともまた勉強をして次に差し替えてもらってもよろしいです。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副会長（山下 弘文）

ただいまご質疑がありました件につきましては、次の**12**日の、2月の**12**日の時に正式に勉強しましてご説明、方針をご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

次回訂正する場合は、文書をもって訂正をしていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方、今の部分よろしく申し上げます。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、質問がほかにないようでございますので、協議第**40**号の農林水産業

関係事業の【林業】の取り扱いについて（協定項目25-16-②）については終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第41号、農林水産関係事業【水産業】の取り扱いについて（協定項目25-16-③）を議題といたします。本件につきましても農林水産専門部会の所掌事務となっておりますので、農林水産専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

それでは、別冊2の方をご準備お願いいたします。別冊2、協議第41号、農林水産関係事業【水産業】の取り扱いについて（協定項目25-16-③）、農林水産関係事業【水産業】の取り扱いについて次のとおり協議を求める。1、海面環境保全事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。2、魚類繁殖事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。平成16年2月12日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人ということで、本日は事前提案となります。それでは、参考資料に基づいて具体的説明をさせていただきます。水産業関係事業は2件の事業を提案していますが、1件が国・県の補助事業、1件が市町単独事業であります。項目1、1ページから2ページ、海面環境保全事業であります。台風及び大雨等により軽石、ゴミなどが海面に流出し、漁船の航行障害や養殖漁業等への影響を及ぼすため、漁業環境を保全し、漁業被害の減少を図る事業でございます。国分市、隼人町、福山町が実施している事業であります。国分市と隼人町は総事業費60万円の市町村負担分10万円をそれぞれ50%ずつ負担して、事業は錦江漁協へ委託しております。また、福山町は桜島降灰対策事業の激甚地区として指定されており、国・県の補助に上乘せがあるため、国分市、隼人に比べて金額が多くなっております。福山町は福山町漁協へ事業は委託していらっしゃいます。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目2、3ページから4ページであります。魚類繁殖保護事業であります。漁業振興の一環としてイカの産卵礁の設置やマダイ、ヒラメ等の稚魚を放流して資源の維持培養に努めるための事業であります。国分市、隼人町、福山町が先ほどと同じように実施されている事業であります。魚類繁殖保護、豊かな海づくりパイロット事業、両事業とも国分市、隼人町が錦江漁協に、福山町が福山町漁協にそれぞれ委託をしていらっしゃいます。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整するとしております。以上、農林水産関係事業【水産業】の取り扱いについて調整内容のご説明を申し上げました。なお、参考でございますが、平成15年1月1日現在の国分市、隼人町の皆様が加入していらっしゃる錦江漁協が組合員数180名、福山町漁協が組合員数167名でございます。また、同日現在の年間漁獲高は、錦江漁協が7億4,500万円、福山町漁協が約1億4,300万円となっております。以上で事前提案の説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。はい、どうぞ、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

松枝です。この林業とですね、それからこの次くる耕地ですね、こういったことはその「国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益負担については、合併までに調整する。」と、こういった1項目が入っているんですよ。これで、ほかのその事業が全部これで包含されていきますね。この水産業はこの二つしかないわけですか。そのほかの細やかな、ここに書かれない、いろんな諸々の書くほどでもない事業などないものでしょうかね。あればですね、こういった表現があった方がいいと思いますがね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今この協議会で議論する部分とその他の部分があるだろうと思いますが、それも含めてお話をしていただければ。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

ただいまご質問がございましたように、水産業は合計で八つの協議項目がございます。本日もご提案申し上げております2件につきましては、事業で取り組んでいるものだけ2件でございます。内水面漁協もあるわけですが、これらにつきましては補助金で対応をしております、あとの協議項目の、財政部会とも関係がございますけど、補助金関係で一括して協議していただくというようなことで、Bランク、Cランクということで、Bランクは幹事会ですが、また、Cランクは専門部会ですが、こういうことでもその詳細については協議してまいりまして、財政部会との調整が必要になってくると思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

ここでそのことを断っておかんでもいいという解釈ですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

恐らく今の質問の部分の中で、ここの協議項目と上げておるものにつきましては、それぞれ協議すべく内容が、合併協議会ですべきやつと幹事会、その他分科会です、たくさんにわたっているんですけども、そのうち是非この協議会としてご議論をしていただきたいというものを整理してこの中に上げているということが今のその説明だと思います。ただその中でおっしゃいますように、いや、それはおかしいじゃないかという部分があるかということかもしれませんが、その辺の整理に

については一番最初に事務局の段階で整理をしたのかな。事務局。整理を、はい。そのことまではちょっと付言してください。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（山下 弘文）

一番最初に始める分科会でございますが、分科会の時に、広く市民の皆様方、町民の皆様方に広く関係のあるものにつきましてはAランク、協議会でご協議いただくというような取り扱い、あとBランク、Cランク、補助金等につきましては、幹事会とか、専門部会というような事務レベルで協議をしたらというようなことで最初の段階で確認がされまして、他のもの、水産業につきましては他のものにつきましてはBランク、Cランクの協議、あるいは財政部会との協議ということが必要でございますので、本日はご提案しておりません。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

ただいま専門部長の方から説明がございましたけれども、52の分科会で、そしてそれを12の専門部会で集約して、そしてA、B、C項目を決めながら、それぞれ専門部長がここで説明しております。それでA項目につきましては、原則住民に深く関係があるもの、そして政策的に重要なもの等についてはA項目で各分科会、専門部会で決めて、ここに協議をしていただきたいということで、そのほかについてB、Cもございますけれども、水産業についてはですね、先ほど錦江漁協が180名とか、そして福山が167名とか、そういうような水産関係の方も数字がございましたけれども、内容を審議、分科会、専門部会で審議して、一応これはもうBでいいんじゃないかというような結論があつてですね、Aは2項目しか出ておりませんので、また、Bについてもですね何らかの形でここにご報告差し上げるということになりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

そのA、B、Cは分かるんですよ。だけど、この林業と後でくる耕地関係についてはですね、第1項で「国・県の補助事業については」と、この項目が1項入っているんですよ、「現行のとおり新市に引き継ぐ。」と、そして「なお、補助金及び負担金については、合併までに調整する。」と、これで大方がね、いろいろ諸々出てきましてね、包含されるように思われるもんだから、水産だけがこれがないから、これでよろしいんですかという質問だったんです、私は。よければ、それでいいですよ、後ほどこれが調整がついていけば。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（山下 弘文）

水産事業につきましてはの国・県事業につきましては海面環境保全事業、この1本だけということございまして、あえて林業あるいは耕地にあるような文言を使いませんでした。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、ほかにないようでございますので、協議第**41**号、農林水産関係事業の【水産業】の取り扱いについては終わらせていただきます。ここで**10**分間休憩をさせていただきたいと存じます。**50**分、**55**分、おおむね**55**分から開催を、**2時55分**から再開をさせていただきたいと思います。

「休憩 午後 2時44分」

---

「再開 午後 2時55分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をいたします。次に、会議次第5の(3)、協議第**42**号、農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについて（協定項目**25-16-④**）を議題といたします。本件につきましても農林水産専門部会の所掌事務となっておりますので、農林水産専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長、よろしく願います。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副会長（山下 弘文）

それでは、説明の前に、一言お断りをしておきますが、耕地の事務事業につきましては本日ご提案申し上げている件数が**28**件で大分時間がかかります。事業内容の説明等につきましてはいろいろとご不明な点があるかと思えますけど、お手元の資料に書いてございますが、私の方で一通り**28**項目までご説明を申し上げます。また、その済んだ時点でさらにご質問等がございましたら、お答えいたしますので、ひとつよろしく願います。それでは、説明に入らせていただきます。

（「入る前にですね、役所の方、耕地という意味が分からんから、耕地というのは何だか、それを。」と言う声あり）、耕地、すなわち農地、田んぼや畑、それに伴う農道、水路、排水路、そういうものを耕地関係の事務事業で全部包含して出てまいります。ひとつ農地というような、農業をする農地ということでお考えいただければよろしいんじゃないでしょう。専門用語がそのようになっておるものですから、これを勝手に変えるわけにもまいりませんので、ご理解いただきたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。別冊3、協議第**42**号、農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについて（協定項目**25-16-④**）、農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについて次のとおり協議を求める。各種農林水産事務事業の取り扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。1、国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。2、市町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、現行のとおり新

市に引き継ぐ。3、土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。平成16年2月12日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人ということで、本日は事前提案となります。1ページ、2ページの総括表をご覧ください。まず基本調整方針であります。先ほど申し上げましたように、各種農林水産事務事業の取り扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整するということが1から3まで先ほどと同じでございます。耕地関係は28の項目を提案していますが、各項目にそれぞれ実施、事業実施市町欄に○印がしてあります。また、備考欄の＊は国・県の補助対象事業であります。誠に申し訳ございませんが、3点ほど総括表の訂正をお願い申し上げます。まず1点目ですが、項目15、農業用河川工作物応急対策事業の霧島町、隼人町の欄に○印がしてございますが、これを○印ということで、該当町ではございませんので、削除をお願いいたします。次に、項目20、農地農業用施設災害復旧事業、項目21、単独災害復旧事業の調整内容欄の「新市に引き継ぐ。」の次にそれぞれ「なお」の挿入をお願いいたします。それでは、参考資料に基づきまして具体的に説明をさせていただきます。項目1、3ページから4ページになります。中山間地域総合整備事業（団体営を含む。）であります。中山間地域のそれぞれの立地条件に沿った農業の展開方法を探り、生産・生活環境基盤を総合的に行い、併せて定住促進、国土環境保全を図るため、圃場、田んぼや畑でございますが、それから農道、用排水路、活性化施設等の整備を行う事業であります。国分市、牧園町、霧島町が平成10年度から事業を実施中で、横川町が平成17年度からの実施を予定しております。本事業につきましても各市町受益者分担金について格差があり、分担金の負担率の統一化を図る必要があります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業分の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整するとしております。項目2、5ページから6ページになります。県営のシラス対策事業であります。農地の浸食防止のため、排水施設の新設又は改修を実施する事業であります。溝辺町が平成12年度から、霧島町が平成10年度から、福山町が平成13年度から実施中であり、調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目3、7ページから8ページになります。土砂崩壊防止事業（団体営を含む。）であります。土砂崩壊の危険を生じた農用地及び農業用施設の災害防止のため、土留めの石垣や擁壁等の新設、改修を行う事業であります。霧島町が平成14年度から実施中で、国分市が平成16年度から、溝辺町、福山町がそれぞれ平成17年度から実施を予定されております。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目4、9ページから10ページになります。農地環境整備事業であります。耕作放棄地等と生産性の向上を図る農

地を計画的に区分しまして耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を一体的に進める事業であります。霧島町が平成**17**年度新規採択に向けて申請を予定なさっていらっしやいます。調整内容として計画のとおり新市に引き継ぐとしています。項目**15**、**11**ページから**12**ページになります。農村振興総合整備事業（団体営を含む。）であります。農業の健全な発展と農地や農業用水などの農業生産基盤の整備や交通情報、通信、衛生等の生活環境の整備、さらに自然や環境、歴史や文化等を生かした個性ある地域づくりを目指して農村の総合的な振興を図る事業であります。国分市、霧島町が平成**17**年度、隼人町が平成**19**年度からの実施を、また、溝辺町が平成**17**年度計画策定を予定していらっしやる事業であります。調整内容としまして計画のとおり新市に引き継ぐとしています。項目**6**、**13**ページから**14**ページになります。県営海岸線環境整備事業であります。農地保全に係る海岸で総合的なレクリエーション機能を発揮するために行う護岸堤、突堤等の新設又は改修の事業であります。国分市が**16**年度からの事業実施を予定していらっしやいます。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐということでしております。項目**7**、**15**ページから**16**ページになります。農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農免道路と申しますが、これにつきましては農業生産の近代化及び生産物の流通の合理化を図るため、基幹農道の新設又は改良を行う事業であります。本事業は霧島町が平成**11**年度から実施中でございます。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐしております。項目**8**、**17**ページから**18**ページになります。用排水施設整備事業（団体営を含む。）であります。農業生産性の阻害要因となっている用排水施設の改修及び新設を行う事業であります。牧園町、霧島町が現在実施中で、福山町が平成**16**年度からの実施を予定していらっしやいます。各町受益者分担金に格差があり、分担金の負担率の統一を図る必要が出てまいります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、合併までに調整するとしております。項目**9**、**19**ページから**20**ページになります。県営高潮対策事業であります。農地保全に係る海岸で高潮、波浪等により被害が発生する恐れのある海岸保全施設の新設又は改良を行う事業であります。国分市と隼人町が現在事業を実施中であります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐとしています。項目**10**、**21**ページから**22**ページになります。県営湛水防除事業であります。農業用排水施設が立地条件等の変化により湛水被害を生ずる恐れがある地域で、これを防止するため行う排水機等の新設又は改修を行う事業であります。本事業は国分市が現在実施中であります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐということでいたしております。項目**11**、**23**ページから**24**ページになります。県営畑地帯農道網整備事業であります。畑作の振興を図るため、特に生鮮野菜輸送のための荷傷みの防止、防塵対策のため、基幹農道、耕作道等の整

備を図る事業であります。溝辺町が平成**15**年度から事業を実施中であり、調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**12**、**25**ページから**26**ページであります。県営過疎基幹農道整備事業であります。過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村が管理する基幹的な農道のうち農林水産大臣が指定するものについて県が県計画に基づいて新設及び改良を行い費用を負担する事業であります。福山町が平成**18**年度からの実施を予定してまいります。調整内容として計画のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**13**、**27**ページから**28**ページになります。水環境整備事業であります。水路等の農業水利施設の保全、管理、整備等を一体的にし、親水空間の創出、景観の保全等に配慮した環境整備を行う事業であります。隼人町が平成7年度から県営事業として実施されてまいりましたが、平成**15**年度で完成予定であります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**14**、**29**ページから**30**ページになります。田園自然環境保全整備事業であります。田園環境マスタープラン基本計画ですが、これで環境配慮区域の農業・農村の持つ多面的機能の発揮を図るため、土地改良施設の整備を図る事業であります。隼人町が平成**17**年度から事業実施を予定してまいります。調整内容として計画のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**15**、**31**ページから**32**ページになります。農業用河川工作物応急対策事業（団体営を含む。）であります。1・2級河川に設置される頭首工等の河川工作物について、洪水等による災害を防止するため行う事業でございます。この事業は、牧園町、福山町が平成**14**年度から実施してまいります。各町受益者分担金に格差がありまして、分担金の負担率の統一化を図る必要が出てまいります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、合併までに調整するとしております。項目**16**、**33**ページから**34**ページになります。基盤整備促進事業であります。効率的・安定的な農業経営を確立するために必要なきめ細かい整備等を行う事業であります。福山町が平成**19**年度から農道の整備を予定してまいります。調整内容として計画のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**17**、**35**ページから**36**ページになります。里地棚田保全整備事業（団体営を含む。）であります。昔ながらの美しい景観を残す地域の棚田において簡易な生産基盤の整備や土地改良施設等の維持管理活動を地域ぐるみで行い、棚田の多面的機能の発揮や豊かな環境の保全、再生を推進する事業であります。横川町が平成**14**年度から、福山町が平成**15**年度から事業を実施中であり、調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**18**、**37**ページから**38**ページになります。土地改良施設維持管理適正化事業であります。土地改良区が維持管理している農業水利施設、頭首工、溜池、水路等の整備、補修を行う事業であります。国分市が平成**15**年度に実施済みで、福山町が平成**17**年度申請を予

定していらっしゃいます。また、溝辺町も実施予定があります。これにつきましては各市町受益者分担金に格差があり、分担金の統一化を図る必要が出てまいります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、土地改良区と協議し、合併までに協議するとしています。項目**19**、**39**ページから**40**ページになります。県単独農業農村整備事業であります。小規模地域における農業生産の向上を図るとともに、農業の活性化を図るため、生産基盤、環境施設、景観施設等の整備を行う県単独事業であります。この事業は1市6町すべてが実施している事業であります。各市町受益者分担金の負担割合に格差がございます。分担金の負担率の統一化を図る必要が出てまいります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、合併までに調整するとしています。項目**20**、**41**ページから**42**ページになります。農地農業用施設、失礼しました、農地・農業用施設災害復旧事業であります。農地、農業用施設が防風、洪水、高潮、地滑りなど異常な気象条件により被災した場合の災害復旧事業であります。1市6町すべてが実施している事業でございます。これにつきましても各市町受益者分担金に格差があり、分担金の負担率の統一化を図る必要があります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。分担金の負担割合は、合併までに調整するとしていますが、「新市に引き継ぐ。」の次に「なお」の文言をご挿入方お願い申し上げます。「新市に引き継ぐ。」の次に「なお」と挿入をお願いいたします。したがって、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、合併までに調整するとなります。項目**21**、**43**ページから**44**ページになります。単独災害復旧事業であります。国・県の補助対象外の小規模な農地、農業用施設の災害復旧を市及び町で単独事業として実施するものであります。本事業は横川町を除く1市5町で実施しております。各市町これにつきましても受益者分担金に格差があり、分担金の負担率の統一化を図る必要が出てまいります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。分担金の負担割合は、合併までに調整するとしておりますが、これにつきましても「新市に引き継ぐ。」の次に「なお」の挿入をお願い申し上げます。したがって、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、合併までに調整するとなります。項目**22**、**45**ページから**46**ページになります。ふるさと農道緊急整備事業であります。農業・農村の振興と定住環境の改善に資するため農道の整備を行う事業であります。溝辺町が平成**11**年度から実施中で、福山町が平成**17**年度の整備を予定していらっしゃいます。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**23**、**47**ページから**48**ページになります。単独農業農村整備事業であります。国・県の補助対象とならない小規模な農地、農業用施設等の維持管理及び改良工事を市町単独で実施する事業であります。この事業につきましては1市6町すべてで実施している事業であります。各市町こ

れにつきましても受益者分担金に格差があり、分担金の負担率の統一化を図る必要が出てまいります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は、合併までに調整するとしております。項目**24**、**49**ページから**50**ページになりますが、単独農業用施設維持管理事業であります。材料等補助を含むということですが、国・県の補助対象とならない小規模な農業用施設の維持管理を行う事業であります。この事業は1市6町すべてで実施している事業であります。本件につきましても各市町事業に対する対応が、補助金の交付あるいは原材料の支給、あるいは行政で全部を行うというようなことでそれぞれ差異がございます。統一化を図る必要が出てまいります。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については、新市において調整するとしております。項目**25**、**51**ページから**52**ページになります。畑総事業等地元負担対策事業（団体営を含む。）であります。本来市や町が実施すべき排水路や農道等の整備に係る事業費の借入金の返還に対して負担金を納め、農家の負担を軽減する事業であります。溝辺町、隼人町、福山町が現在負担をなさっていらっしゃいます。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐということではいたしてしております。項目**26**、**53**ページから**54**ページになります。農村振興基本計画であります。地域の将来像及び農村振興施策の基本方針を内容とする個性ある地域づくりを実現するため、市町の基本構想を策定する事業であります。本計画等は1市6町すべてが策定済みであります。調整内容としまして新市において策定する。策定までは、旧市町の例によるとしております。項目**27**、**55**ページから**56**ページになります。運営補助事業（土地改良区）であります。土地改良区の運営に対して補助金を交付する事業であります。誠に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願い申し上げます。**56**ページの隼人町の目的に「改良区施設の維持管理補助」と記載してありますが、「維持管理」を「運営」に訂正をお願いいたします。隼人町の欄の「維持管理」という所を「運営」に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。土地改良区は、溝辺町、隼人町、福山町が補助をなさっていらっしゃいます。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整するとしております。最後になりますが、項目**28**、**57**ページから**58**ページ、土地改良区の育成、助言に関することではありますが、土地改良区と連携を図り、農業が続けられる体制づくりを支援するものであります。国分市、溝辺町、霧島町、隼人町、福山町に土地改良区があり、また、牧園町に農業用、失礼しました、農用地利用改善組合がございます。土地改良区等とは連携が密接に図られております。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐとしております。以上、農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについて調整内容のご説明を申し上げます。なお、参考ではございますが、**2000**年の農業センサスのデータによりますと、1市6町の耕地面積は

4,608ha、耕地面積が4,608ha、農家数が6,772戸、農家数が6,772戸、平成15年度の農地の改良率は、水田が71.9%、水田が71.9%、畑が32.4%、ちょっと資料が古くなりますが、平成13年度の農林水産省の生産農業所得統計によりますと、畜産加工物を除く年間の農業生産額は1市6町で183億3,800万円となっております。13年度の年間の農業生産額は183億3,800万円となっております。長くなりましたが、以上で事前提案の説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会から28項目にわたる多くの内容につきましての提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

一番最後の方なんですけれども、57ページ、あるいは、また、57ページでいいのですが、調整の内容の中に「土地改良区の育成、助言に関することは」とございますが、助言とは何を指すのかお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局よろしいですか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

ご指摘のように、ちょっと表現が悪かったかもしれませんが、溝辺町さんに書いてございますように、土地改良区と一体となりまして農業生産性の向上あるいは農産物の流通の合理化、農業の近代化の促進、それから環境改善を進めるための農業施設の維持管理の活用というようなことで、土地改良区と一体となって進めるということでございます。「助言」ということがちょっと適切でない言葉であれば、ご協議いただいて、訂正が必要であれば、訂正していただきたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

ただいま説明があったその上に、鹿児島県土地改良区連合会会長、鹿児島県知事の名前で県下の各市町村へ土地改良区の数個ある土地改良区については合併及び合同事務所の設置という要望書を検討していただきたいということが県下の各市町村長へ提出されたのが昨年であったと思いますが、このことも指導、助言の中に入っているのかどうか。先ほど説明があったそれと含めましてですねお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

土地改良区の合併関係につきましては、先ほど県の方から、団体の方から文書がまいったということがございますが、直接、どの町村もまだ土地改良区とは直接その件につきましては接触していないということを確認しております。今後の問題になると思います。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

別のことで、**21**ページ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今のやつはよろしいですか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

はい、その今んことはいいですが、**21**ページに、湛水防除事業の関係ですが、“一河の流れ一樹のもと”、“袖擦り合うも多生の縁”とか申されております。一つのこの1市6町の中で源水から錦江湾の河口まで、もう一番初めの水が出る所から川口まで一つの市になるというこの流れを大切にするという考え方から、この前も申し上げたわけでございますけれども、下流の方が湛水で非常に困っていらっしゃる。それを強制的にポンプで排除していくというこの事業、であれば、上流の方で遊水機能を高める政策、そういったものを村づくりの中で検討していただきたいと思います。あるいは、また、そのほかに地下浸透をする方策、1回は申し上げたと思いますが、これも村づくり方策の中で検討をして、お互い同じ川に住む上流の方も、下流の方も生活の、素晴らしい生活ができるようにするのがこの合併の目的にもなるんじゃないかならうかと思っておりますので、この件は要望でございますけれども、そういったことも検討していただきたいということを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、大変貴重なお話をいただいているんじゃないかと思っております。ほかに、はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

別冊3の表紙ですね、この表紙の四角の中に「各種農林水産事務事業の取り扱いについては云々、原則に次のとおり調整する。」という2行が入っていますが、別な農林水産関係は入っていないわけです。これだけどうして付けられたのか理由をお聞かせください。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副会長（山下 弘文）

本件につきましては特別に各種農林業のくだりが入っております。私当初の提案理由の冒頭で申し上げましたように、農林水産業関係の基本的な調整方針としては、今この部分を考えて全部、五つ、四つですか、林業、水産業、耕地、農業の四つの項目について検討してまいりました。この部分につきましては、ほかの林業、水産業、農業にも関連があるわけですが、あえてこれだけに付けたということは、非常に耕地につきましては項目も**28**ということが多いということございましてこれだけに入れております。必要がございましたら、次の協議会に、林業あるいは水産業、農業は後になりますけど、付け加える必要があれば、付け加えるということでさせていただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

いいですか。次のですね別冊4の商工・観光もあるんですよ。だから、特定のものだけにこれを付けるといのはね、やっぱりそれぞれに関係者がおりますからね、それでどうも不公平感がね文章から見えるんですよ、そんな気持ちはないんだけどね。それでないならない方がいいなあと。こんなことを、削ることを考えておる人はだ一れもおらせんはずですから、そのわざわざなんでここだけという感じがします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（山下 弘文）

本日もご提案申し上げました3項目につきましては、農林水産部会の耕地部会あるいは林業部会、水産部会で調整しまして、ほかの企画関係の観光部会と調整を図っておりません。そういうことで私ども農林水産部会の分だけにこういうのが入って適切でないというようなことであればですね、今後ほかの部会とも調整を図りまして対処したいと思いますが、議長の方でご調整方をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今のこの問題についてはすべてがこのことが前提であるわけでございますので、恐らく他の項目の中で入ってないような気がいたしますし、今ご指摘の部分については、今日出されたものの中のこれだけ特記されているということのご指摘だろうと思いますが、あえて「何々事業の取り扱いについては、これまでの取り組みの経過を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。」ということは、原則すべての議論でございますので、あえてどうなのかな、事務局の方、何かございますでしょうか。私どもとしてはもう、今ご指摘のあったように、入れるとすれば全部冠を付けないといかんという話でございますので、取り扱いをもう統一して、このくだりじゃなくて、もう書き出しを同じような形で整理をしてもらうということでもよろしいですかね、事務局の方は。はい。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（山下 弘文）

今、議長が言われたような格好でですねこの耕地の最初の2行については削除をさせていただきたいと思います。それで今後とも1番、2番、3番というような冠がない状態を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに質問がないようでございますので、協議第42号、農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについて、はい、どうぞ、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

いわゆる農林業、特にこれは耕地サイドの問題ですよ。しかもそれぞれの首長の裁量権によっていろいろと処理されている所があると思うんです。この中で「取

り組みの経緯を踏まえ」という文言がありますので、その辺はそれぞれ市長、町長の裁量権あるいは関係市議会あるいは町議会のそれに対するご決定があつて今のこれが出てくるわけですね、きておると思うんです、言え。そうした場合に取消して原則の、これは原則にしていくけれども、いわゆる水準を低下させないことを原則として調整していくんだということは、その裁量権に踏み込まない、議会の権限に踏み込まない所で調整していくんですよということになっていると思うんです。私はそのように理解します。したがって、このとおり残した方がいいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今のご質問があつたんですが、恐らくですね、この今、農林水産業の耕地の部分についてだけこういう冠が付いているわけですが、事務局の考え方の中ではすべてがある意味で言えばこの頭の冠の部分についての考え方は同じではないかと。したがって、これだけ特記するということではなくって、とるならばと、とれないならば、一番全体の中に、基本的考え方の中に入れてくればいいのかというのが事務局の説明だったわけでございます。したがって、この部分だけが経過を踏まえて、取り組みの経緯を踏まえて、サービスの水準を低下させないことということではなく、他の事業についても同じようなことなただけけれども、あえて入れてなかったということのようでございますので、考え方としてはいかがなもんなんでしょうかね。先ほど申しあげましたように、全体として共通する基本的な流れだというふうにすれば、あえてこの項目だけ入れなくても、全体としては理解ができるのではないかと整理でいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうかね、全体として。何かどしてんという話では、他の部門でも同じような議論が恐らく出てくるのではないかと。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

今、延時委員がおっしゃることがすべての共通する課題ですよね、調整する場合には。だから、あえてこれを記載しなきゃならないだろうかということが一つあります。協議会で決定していただければいいじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、今、二つの考え方で、入れてほしいということ。それから、いや、もうこれはもう全体に共通する内容であるので、協議会としての全体の取り扱いをもう決定した方がいいのではないかとございまして、お諮りをいたしますが、ただいまこの耕地の関係で記載してございますこの表現をすべて入れるのか、あるいはもう削除するのかということで、これはもう全体に共通することなので、削除した方がいいということにご賛成の方々、これはどういう採決をとりましょうか、大変厳しい話ですが。延時委員がもうご理解いただければ問題はないんですけども、いかがなんでしょうか。ここでもう整理をしようかということござい

すけれども、あえて、今お話がございましたように、全体として中にもう全部取り込まれていることだということで、全項目同じ共通のことではないのかということ、この表現を使わなくても理解していただくと、まさにこのことが合併の趣旨だということの発言のようでございますけれども、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

すべてにということでございますけれども、やはり町長裁量の権にあるものですね、いわゆる農林業の、農林水産業、基本にあるものは、その各町長さん、市長さん、苦勞されておるもんです。ほかの法に基づいて負担区分がある分と、これは相当のこう決意があって今までもされたし、これからもされていかなきゃいけないと思います。すべてに同じ文言でいいのかなあと。これだけは、やはり農業もこの合併の中で大きなウエイトを占めるわけですから、農林業、水産業に関わるものについてはこういったものがあってしかるべきじゃなかろうかと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう1回の事務局の方で確認をいたしますが、今のこの取り扱いの入れ込み方については、今お話があったような特段のということで議論されたのかどうか。今、再度確認をしてお諮りをしたいと思いますので、はい、事務局、はい。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

事務局の班長が分科会から専門部会までずっと通して出席をしておりますので、事務局に説明をいたさせます。

○始良中央地区合併協議会事務局（原田 修）

第二調整班の原田でございます。ただいまの文言の取り扱いについてでございますけれども、それぞれ農林水産業の中では特に単独事業を抱えていると、そういう経緯の中でそれぞれ市、町で独特な事業運営をされているという経緯を踏まえてですね、あえてこれについてはちょっと触れさせてもらうというようなことで文言を出したいきさつでございますけれども、調整の方針といたしましてはですねどの部会においても同じものを取り組んでいます。だから、ここであえて文言を出した。これを出す、引っ込めるといふことの論議については、これを引っ込めても十分な、調整の中身については十分反映されるのではなかろうかと、このように今判断しております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

延時委員、今それぞれの部会あるいは福祉、水産業、商工、いろんな形でいたしておりますけど、あえて横の部分が完全に調整していたわけではないというような趣旨の発言もございまして、この趣旨は全体に通っているのではなかろうかというのが部会、分科会長のお話のようでございますけれども、いかがでございますでしょうか。それではですね、できるだけ皆さんの意向を一致してということござい

ますが、他の部門も、これまで出した部門、もう少しちょっと整合性もとってですね次回整理をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのような取り扱いにさせていただきたいと思います。それでは、この協議第42号、農林水産関係事業【耕地】の取り扱いについては終わらせていただきます。次に、会議次第5の(4)、協議第43号、商工・観光関係事業の取り扱いについて（協定項目25-17）を議題といたします。本件につきましては商工観光専門部会の所掌事務となっておりますので、商工観光専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

どうもお疲れさまです。商工観光部長の坂元でございます。併せまして今回商工の担当をいたしました分科会長でございます国分市の池田係長でございます。そして観光の方を担当いたしまして、分科会長でございますが、牧園町の観光商工係長の中小路でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、別冊4でございますが、商工・観光関係事業につきまして事前提案を申し上げます。まず協定項目を述べる前に、訂正方を、一字の挿入をお願いいたします。項目の中で5番でございますが、観光協会の関係でございますが、「なお、補助金等について」と書いてありますが、そこに一字挿入をお願いしたいんですが、「補助金等については」をお願いをいたしたいと思います。それでは、事前提案を申し上げます。協議第43号、商工・観光関係事業について（協定項目25-17）、商工・観光関係事業について次のとおり協議を求める。1、企業誘致については、新市において積極的に推進する。なお、優遇制度については、合併までに調整する。2、商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。3、商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。4、観光イベント、伝統行事については、伝統や歴史・文化が失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、内容、期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討する。5、協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。平成16年2月12日提出、始良中央合併協議会会長鶴丸明人、以上、事前提案でございます。それでは、1から5までの協議項目につきまして資料に沿って説明を申し上げます。まず1の企業誘致でございますが、商工・観光の振興を図るには、別紙資料2でございますが、1にそれぞれの企業誘致に対する目的内容が提示してございます。国分市においては、雇用の場の確保、若者やUターン者の地元定住化、地域経済の活性化、ま

た、横川町の目的内容にありますように、豊かな産業のまちづくりや魅力ある地域づくり等を推進している状況でございます。また、下の方でございますが、企業誘致数でございます。現在までに国分市では**30**社、溝辺では4社、横川では**21**社、牧園町では3社、隼人町では**18**社、福山町では5社、計**81**社の企業が進出の状況でございます。それぞれの地域とお互いに連携を保ちながら商工・観光の促進あるいは振興に最も寄与している状況にあると思うところでございます。また、優遇措置につきましては、それぞれの市、町にて、国・県等の協力あるいは助言によりまして、別紙1から2でございますが、独自の優遇措置に示してありますように、国分市、溝辺町、隼人町は工業開発促進条例の設置等、横川町、福山町については工業立地促進条例の設置、また、牧園町につきましては過疎地域産業開発促進条例を設置するとともに、優遇につきましては、国分市では工業等の用地取得補助、ほか町でおきましてはそれぞれの固定資産税の免除を行いながら企業誘致を積極的に示している状況でございます。また、ご承知のとおり、現状では市の考え方によりまして税の一部の免除あるいは補助金関係等が千差万別の状況でございますので、企業誘致を推進していく上には、企業等の総括的な意見収集や地域性の配慮、また、首長の意見等を拝聴しながら十分なる協議が必要であることの認識を含めましての協議1の事前提案でございます。次に、商工会議所及び商工会への助成制度関係でございますが、この事業は、育成及び育成補助金をもとに、4ページからご覧いただきたいと思いますが、3ページです。すいません。3ページから4ページでございますが、1市6町それぞれの補助金によって、目的内容にありますように、商工の活性化、青年部、婦人部の育成、商工会議所及び商工会の安定した運営、地域との連携を図る目的内容等、また、会議所及び商工会の活動及び運営補助金の状況でございます。1市6町の総補助額でございますが、**3,120**万の状況でございます。事業内容を見ていただくと分かりますように、国分市では青年部・女性部対策費、あるいは牧園町では女性部研修費補助、隼人町におきましては、特産品補助、商店街活性化補助、福山町では商工業診断補助等地域振興に配慮した補助金でございますが、主に事業所運営補助が約**70**%を占めている状況でございます。また、会員数でございますが、国分市の商工会議所の会員は**1,216**名、ほか5町総計で**1,525**名、商工会議所、商工会総合では**2,741**名の状況でございます。補助金は主に事業所の運営でございますが、補助金の調整一元化を進めるには、地域の特性、首長の考え方、あるいは国・県補助等の関係もでございます。1市6町における事業内容、経営内容を十分に把握するとともに、事業所との会議を重ねて補助金の調整一元化を考慮していきたいというのを考えましての2の事前提案でございます。次に、商工業者利子補給事業の関係でございますが、5ページでございます。目的内容にありますように、商工業者利用の事業資金貸し付けに対するその利息の一部を補給す

ることによりまして経営の安定化を図るとともに、商工業者の育成、振興に寄与する事業補給でございます。現在1市5町が実施の状況でございますが、補給制度を受けようとする申請内容の中で資格、補助率、対象事業等が重なる関係上、補助率の統一化を図りながら、企業誘致との関連性もあり、商工業者の体質強化及び経営の安定を図ることの事業継続が必要であることの見解によりましての3の事前提案でございます。次に、観光イベント、伝統行事関係でございますが、「地域の伝統、文化、歴史等は、地域又は先人が連れてきたことによりまして地域文化との伝承を踏まえて観光イベントに利用することは問題はないかもしれませんが、保護、保全については十分に配慮すべきである。」との意見がございました。分科会、専門部会の協議の中で伝統行事、観光イベント等の照合性の位置付けにつきましては、主に観光誘致を、観光客誘致をメインに事業計画を推進することで協議の合意を得たところでございます。資料に添付はしてございませんけれども、平成14年度の鹿児島県観光連盟によります観光統計報告書によりますと、鹿児島県全体への宿泊合計でございますが、981万3千人でございます。そのうちに始良・霧島地区への宿泊数でございますが、134万5千人でございます。13.7%でございます。また、日帰り客でございますが、3,682万8千でございます。そのうちの始良・霧島地区への日帰り客は606万9千名で16.5%でございます。鹿児島県の宿泊並びに日帰り総額は4,664万1千人、そのうちに始良・霧島地区への日帰り、宿泊数は741万4千名で15.9%に値するものでございます。また、今後新幹線の通過によります鹿児島への観光客は、時間短縮によりましてさらに客は増えることが予想されます。少し説明がそれましたけれども、伝統行事を含めると、観光イベント事業につきましては、別紙資料に分かりますように、それぞれ項目が定めてございますが、33項目でございます。市、町からの、この中で市、町からの総体補助金は6,751万9千円になる状況でございます。事業内容では、名称、実施主体、期日、補助金等が、それぞれの地域性や協賛団体の意見等が考慮した事業行事でございまして、資料の内容を見ていただければ分かりますように、花火大会とか、あるいは夏祭り、ゴルフ大会等について相重なる事業等がございます。事業のスリム化はできないか十分に協議、調査あるいは事業内容を意見収集、審議を要することを含めましての統合を検討することの4の事前提案でございます。次に、観光協会への関係でございますが、協会の目的につきましては、ご承知のとおり、地域内にある公共団体あるいは金融機関、商工業者、農業グループ、旅館、ホテルとの連携を保ちながら、会員の加入のもと、資料の別紙資料にありますように、活動内容がございます。観光資源の保存、開発及び紹介、宣伝、特産品、それと観光客の誘致及び案内、観光情報の提供などの総合的な事業を行っておる状況でございます。現在のところ1市3町七つの協会の組織がございます。会員数につきましては485名の加入状況でございま

す。また、補助金につきましては、別紙の資料等でございますが、**13**ページでございますが、国分市におきましては**270**万円、牧園町につきましては**1,485**万円、霧島町が**470**万円、隼人町が**641**万2千円、総合計で**2,866**万2千円の状況になります。しかし、補助金につきましては人件費が主でございます、商工関係と同様に今後さらに地域との関わり、観光客誘致、イベント、補助金等の調整など山積みの協議、審議等がございます。観光協会と十分なる協議を重ねていくことが最も必要であることを含めましてのこの提案でございます。また、別紙資料につきましては、商工会と商工会議所の方の制度の内容とそれぞれの商工会関係に关します市町村の先進事例が例示してあります。これで事前提案を説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま商工観光専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。はい、林委員。

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

ただいま商工会議所並びに商工会につきましての説明があったわけで、補助金をそのままベースにするというような回答が出ていたわけでございますけれども、この根幹に触れる組織の問題についていかにこの専門部会は対処されたのかということをもまず第1点、と申しますのは、商工会法、商工会議所法がここに書いてございますが、昭和**25**年の商工会法によりますと、1市町村に商工会議所と商工会は並存できないという法律になっておりました。そして今度平成**13**年3月**19**日に1市にあって商工会議所と商工会は別々に存在できるという商工会法の改正がございました。そして、さらに、ここに商工会の合併につきましては、商工会議所もそうでございますが、隣接する市町村といえますか、合併した場合に飛び地はできないという解釈の法でございましたが、それは不都合であるとの全国の陳情によりまして、中小企業庁並びに合憲の下に、今、国会に飛び地であっても、それを希望した者はそれに限らないと、合併できるという法律が既に商工会法の改正を今、今度の国会で採決される見通しで進まれています。そうなりますとやはり商工会議所、商工会というものがそれぞれの思いによって並存できるわけでございますが、そのここでももし1市6町が合併した場合、今までの**13**年3月**19**日の法によって商工会は並存できるわけでございますが、今度の国会で出している商工会法の改正は飛び地であっても合併できるという今、法律が今、国会で審議されております。多分通るという見通しでございますが、そういう方向に向かっているこの大変商工業の発展ということで大変な思惑と、そして、また、そういう法律、法制化しておりますので、それに基づいて今後どのようにそれを持っていけるのか。やはりこの協議会で検討する、専門部会で検討する以前に、それぞれの、もし1市6町であれば、6町は商工会でございますが、その商工会長等をお呼びなさって真剣なその論議がな

されての今日の提案であるのか。まずそれをお伺いさせていただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

お答えいたします。今の段階で、商工会の関係でございますが、事務の一元化の中で事務的な補助金の内容的なものは分科会で協議をいたしました。今後それぞれの、1市6町それぞれ商工会、商工会議所があるわけですが、今後さらに事務レベルの段階において、専門部会、それと分科会長が2名いらっしゃいます。それと商工会議所あるいは商工会の会長さん、理事さんを含めまして協議の内容を進めていきたいと考えをいたしております。さらに、その中で商工会議所あるいは商工会それぞれ協議を持ちまして総体的には合併に向けての協議を進めていきたいなと思っておりますけれども、それぞれの地域性あるいは商工会のあるいは商工会議所の意見等もありますので、それを十分に踏まえながらスリム化を図っていきたいなと思っております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいですか。別途もう別な形で協議をしていくということなんでしょう、今おっしゃったのは。

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

そういう配慮がなされ、やはりそのような手順を踏みながら、後雇の憂いのないように、また、法的にのっとったものもあり得るわけですので、やはり地域のニーズに合ったそういう結論といたしますか、協議がなされてしかるべきであろうと思っておりますので、今、回答がございましたので、そのようにお進めになられることを希望いたします。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしくお願い申し上げたいと思います。大事な部分のご発言のようでございますので、その部分十分にご議論をして整理をしていただきたいということです。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようでございますので、協議第**43**号、商工・観光関係事業の取り扱いについて（協定項目**25-17**）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この四つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。続きまして会議次第第**6**のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。事務局の方、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第**18**回協議会は2月**12**日

(木曜日) 午後 1 時半から当ホールで開催いたします。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長 (鶴丸 明人)

ほかに何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。長い時間にわたりましてご熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事 (仙場 裕也)

以上をもちまして第17回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4 時 1 1 分」